

7 災害時における死者の氏名等の公表について

災害時における「安否不明者」の氏名等の公表については、令和5年3月に、内閣府による「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において具体的な国の見解が示されたところである。

一方で、「死者」の氏名等の公表については、当該指針においては、取り扱わないこととされており、国の見解は示されていない。

しかしながら、災害の発生及びその被害は常に一自治体の行政区域内に留まるわけではなく、広域的な災害が発生した場合に各地方公共団体により氏名等の公表の取扱いに差異が生じることにより、大きな混乱を招き、関係機関との情報共有や応急対応に遅滞が生じかねないことから、「死者」の氏名等の公表の取扱いについても、「安否不明者」の氏名等の公表と同様に、各地方公共団体の自主的な判断に委ねるのではなく、全国統一的なルールに基づき運用されることが望ましい。

このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

災害時における「死者」の氏名等の公表について、国による見解を示すこと。

また、国による全国統一的なルールづくりを検討すること。